

# 令和6年度向け 水田活用の直接支払交付金等（畑作物）の概要

国の令和6年度向け水田活用の直接支払交付金等の概要が示されました。  
一部は公募制の事業（「**畑作物産地形成促進事業**」「**畑地化促進事業**」）のため、  
活用予定の皆様は**お早めに各地域農業再生協議会にご相談**ください。

## 交付対象水田での取組に対しての助成

(1) 野菜等（高収益作物）を作付する場合

- ①畑作物産地形成促進事業：40,000円/10a ※加工用や輸出用に限る。低コスト生産等が必要
- ②産地交付金（県設定：園芸作物等転換加算、地域設定：市町村により異なる）・市町村助成

(2) その他畑作物（麦、大豆、飼料作物等）を作付する場合

- ①畑作物産地形成促進事業：40,000円/10a ※麦・大豆・子実用とうもろこし、低コスト生産等が必要
- ②水田活用の直接支払交付金（麦、大豆、飼料作物）：35,000円/10a ① or ②のどちらか
- ③産地交付金（県設定：園芸作物等転換加算、地域設定：市町村により異なる）・市町村助成
- ④畑地化促進助成（子実用とうもろこし限定）：10,000円/10a ※水田農業高収益化推進計画必須

## 交付対象水田から除外（畑地化）<sup>※</sup>する取組に対しての助成 <sup>※</sup>地目変更は不要です

### 畑地化促進事業

※現況で水田の機能を有するほ場が対象です。

※前年度作付及び団地化要件がある他、5年間の作付と販売が必要です

(1) 野菜等（高収益作物）の作付により畑地化する場合

- ①畑地化支援（高収益作物）：140,000円/10a ※単価は令和6年度限定
- ②定着促進支援：20,000円/10a × 5年間（加工・業務向けの場合 30,000円/10a × 5年間）

(2) その他畑作物（麦、大豆、飼料作物等）の作付により畑地化する場合

- ①畑地化支援（畑作物）：140,000円/10a 単価は令和6年度限定
- ②定着促進支援：20,000円/10a × 5年間

(3) 土地改良区に支払う費用（地区除外決済金、協力金）支援：上限250,000円/10a

畑地化促進事業の活用は、**事前に地権者、土地改良区と十分に協議**してください！

事業内容や支援単価は、**今後の国の予算協議において変更となる可能性**があります。

## 茨城県農業再生協議会

☆県農業再生協議会ホームページでは水田農業経営に関する各種情報を掲載しています。

